

## 秋田県漁業調整規則案要綱

### 1 制定理由

本県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図る必要がある。

### 2 内容

- (1) 知事許可漁業の種類を定めることとする。（第4条関係）
- (2) 知事許可漁業の許可（以下(2)及び(3)において「許可」という。）又は起業の認可（以下これらを「許可等」という。）の申請手続、許可等についての適格性、許可等に付ける条件、許可の有効期間、許可等の失効、休業による許可の取消しその他許可等に関し必要な事項を定めることとする。（第5条から第20条まで、第22条及び第23条関係）
- (3) 許可を受けた者による資源管理の状況の報告について定めることとする。（第21条関係）
- (4) 知事許可漁業の許可証の交付、備付けの義務、譲渡の禁止、書換え交付及び再交付並びに返納並びに知事許可漁業の許可番号を表示しない船舶の使用の禁止について定めることとする。（第24条から第31条まで関係）
- (5) 内水面における水産動植物の採捕の許可について定めることとする。（第33条関係）
- (6) 漁業の禁止、漁具又は漁法の制限及び禁止、水産動植物の採捕の禁止その他の水産資源の保護培養及び漁業調整を図るために必要な制限又は禁止の措置について定めることとする。（第32条及び第34条から第45条まで関係）
- (7) 船舶の停泊命令及び停船命令、船舶の操業責任者の乗組み禁止命令並びに衛星船位測定送信機の備付け命令について定めることとする。（第46条から第49条まで関係）
- (8) (1)から(7)までのほか、水産資源の保護培養及び漁業調整を図るために必要な措置について定めることとする。（第50条から第54条まで関係）
- (9) この規則の規定に違反した場合の罰則について定めることとする。（第55条から第58条まで関係）

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和2年12月1日から施行することとする。
- (2) 次の規則は、廃止することとする。

- ① 秋田県漁業調整規則（昭和39年秋田県規則第25号）
  - ② 秋田県内水面漁業調整規則（昭和40年秋田県規則第6号）
  - ③ 秋田県八郎湖漁業調整規則（昭和40年秋田県規則第15号）
- (3) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。